

暴風警報発令中及び解除時の対応について(令和元年度 保存版)

神原中学校

1 暴風警報が発令された場合・・・学校は臨時休校になります。

※臨時休校となる判断の要件

休校の判断は校長が行いますが、次の要件を満たした場合は、校長が判断したものと見なし休校になります。

(1) テレビやラジオで「暴風警報」が発令されたとき。

本県では、マスコミ、気象台の協力を得て「警報発令」後に「臨時休校」のお知らせを流すことになっています。休校かどうかはテレビやラジオの情報で確認して下さい。休校のテロップは、警報発令より遅れることがあります。暴風警報が発令されたら「臨時休校のお知らせ」が流れなくてもお休みとなります。

2 暴風警報が解除になった場合

(1) 午前6時30分までに解除になった場合

→ 平常通り授業を行います。(給食はあります)

(2) 午前6時30分～午前10時00分までに解除になった場合

→ 解除の時刻から1時間後に授業を始めます。

*給食がある場合は、午後まで授業があります。

*給食がない場合は、4校時で終了になります。

(3) 午前10時00分以降～12時(正午)までの間に解除になった場合

→ 午後1時30分から授業(3時間)を始めます。

*給食はありませんので、食事を済ませてから登校させてください。

(4) 12時(正午)以降に解除になった場合

→ 引き続き臨時休校です。(登校させないでください。)

(5) 暴風警報が解除されたが、大雨特別警や報河川の氾濫等安全面が確保できない場合

→ 引き続き臨時休校とします。(登校させないでください。)その際は、学校より本校ホームページ・じんじんメール・電話等で連絡します。

3 安全の心得

(1) 登校前の注意

テレビやラジオの台風情報を見たり聞いたりして、情報を早めにキャッチし、本通知をもとに登校するか、自宅学習になるかを確認してください。判断が難しい場合は学校に問い合わせてください。(但し、緊急連絡等がありますので、上記2を参考にしてできる限り控えるよう協力をお願いします。)

(2) 暴風警報解除後登下校の注意

風や雨が強い場合、足下や上からの落下物、河川や用水路の増水等にも十分注意し、登校してください。

見通しの悪い中、車両なども出勤を急いでいます。交通事故にも十分気をつけて登下校してください。

(3) 台風による臨時休校時の自宅での過ごし方

① 暴風警報発令中、解除しても風がおさまるまでは外に出ないでください。

② テレビ・ラジオ等での最新情報に十分気をつけてください。

③ 家族一緒に暴風対策を行い、非常事態に備えてください。

④ 家庭学習(神原ノートなどの自主学習)に取り組んでください。